

糸魚川市駅北大火被災者・関係者説明会

期日：平成 29 年 8 月 23 日(水)、24 日(木)

場所：ヒスイ王国館 2 階ホール

1 開 会

2 あいさつ

3 全体説明

(1) 駅北復興まちづくり計画について(パブリックコメント結果) 資料No.1

(2) ブロックごとの進捗状況について 資料No.2

(3) 第4次義援金の配分について 資料No.3

(4) 建物の不燃化や景観形成への支援について 資料No.4

(5) 建築に関するお知らせについて 資料No.5

(6) その他

4 閉 会

《寄せられたご意見とそれに対する市の考え方》

意見を求めた案件名	糸魚川市駅北復興まちづくり計画(案)
公開期間	平成29年7月10日～8月8日
担当部署	復興推進課

◎意見の反映状況

- A 提出された意見を計画に反映、または一部を反映することとしたもの
 B 提出された意見が既に計画に記述済みのもの又は織り込み済みのもの等、変更をしないこととしたもの
 C 今回の計画には修正又は記述しないが、今後実施又は検討課題とするもの
 D 今回の計画には反映しないこととするもの

【大火に負けない消防力の強化に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
1	用水路等を消防水利に利用できるよう、常に十分な水量を確保してほしい。	今回の大火をふまえ消火活動に必要な水量を算出し、奴奈川雨水幹線等の水量確保について関係機関と協議を進めています。	B
2	用水路の整備が急務であり、駅前通りや被災地内の路地に40cm～50cm程度の用水路を通して良いのではないか。また、冬期には道路降雪の水に使用しても良いのではないかな。	水路をめぐることは、地形(勾配)や維持管理などの課題がありますが、14ページの大火に負けない消防力の強化における主な施策「大型防火水槽の設置」「海水や用水など自然水利の活用」を通じて水利を確保していきます。	C
3	火災の推定発生時刻から、30分間の初期対応を再度検証していただき、問題点と課題を追記下さい。	早期発見(住宅用火災警報器等)、資機材の整備など、初期消火体制の強化については計画に反映していますが、初期対応を含む今回の大火の検証については、計画とは別にとりまとめることとしております。	D
4	密集市街地の通報を早くするために、製造業に自動火災報知機の設置を義務付ける。(住宅用は連動型を義務付ける。)	製造業は、事業規模により消防法で規制、指導しています。連動型住宅用火災警報器は、総務省消防庁のモデル事業の検証結果等をふまえながら検討していきます。	B
5	常備消防職員は事務系を除いて適合されていない場合は増員を図る。	14ページの大火に負けない消防力の強化における主な施策「常備消防及び消防団の初動体制の強化」のなかで適正な定員数について検討していきます。	B
6	密集市街地は最低でも消防車2台が対応できるように、消防水利等を確保する。	14ページの大火に負けない消防力の強化における主な施策「大型防火水槽の設置」「海水や用水など自然水利の活用」を通じて水利を確保していきます。	B
7	計画対象地域以外でも、防災計画を追加修正して糸魚川のまちづくりを推進下さい。	糸魚川市地域防災計画における個別災害対策編に「大規模火災対策」を追加しました。	D

8	防火設備、消火体制整備の見直しを図ってほしい。(特に防火用水)	14ページの「大火に負けない消防力の強化プロジェクト」における取組を進めるなかで対応していきます。	B
9	高所監視設備の映像と地図情報を重ね合わせて、火災・消火中・鎮火など変化する実態を把握するシステムをつくってはどうか。また、システムを使って飛び火警戒班が高所監視設備に設置された放水銃で消火を支援してはどうか。	現在整備されている画像伝送装置を強化して、災害対策本部、現場指揮本部でもモニターできるような仕組みを検討しており、高所画像については現場付近の高所やドローンによる画像伝送を考えております。なお、高所監視設備と一体となった放水銃ではなく、映像をもとに配置した部隊が飛び火防止のための予備注水などを行う想定で訓練を実施しています。	C
10	3つの方針のうち最も力を入れるべきは災害に強いまちであると思う。「糸魚川のまちは変わった」と一見して分かる施設、設備の充実とアイデアが必要。 防災の「見える化」を増やす。 ・海水を利用した防火貯水槽の設置 ・初期消火に即応できる水路や目立つ消火栓など	防災の「見える化」に関し、25ページでは「大型防火水槽の設置」「海水や用水など自然水利の活用」「消防水利看板の設置」を位置づけております。これら施設の整備とあわせ、消防団や自主防災組織などと連携した訓練も実施していくこととしております。	B
11	5-1「災害に強いまち」に向けた施策 ①防災公園を設置するのであれば、消火活動をする上で重要なものに限った方がよいと感じる。(p.24 1-2) ②住民等で初期消火活動が可能な消火栓などの設備の設置は誰でも簡便に使用できるものが望ましい。(p.25 1-15) ③消火栓を新たに設置する際は新しい給水システムを設置し、十分な消防用水を確保してもらいたい。(p.25 1-16) ④住民等が初期消火活動を行う際は消防隊が到着した際、速やかに消防隊の指示に従うように周知徹底する必要があると感じる。(p.26 1-21、1-22)	①防災機能を有する公園の整備計画のなかで留意いたします。 ②高齢者や女性でも操作しやすい小口径ホースなどの設備について住民による操作訓練などを実施しており、操作性のみならず効果も含め検証し取組を進めていきます。 ③新たに給水システムを設けて消火栓を増設する計画はありませんが、海水や用水の活用も含めた消防水利の確保について検討していきます。 ④消防団、自主防災組織などと連携した訓練を重ねていきます。	B

【大火を防ぐまちづくりに関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
12	延焼の拡大を防ぐ植栽、植樹はできるだけ、火につよく燃えにくい樹木や花を植え、糸魚川らしい公園、広場にしてほしい。	16ページの「大火を防ぐまちづくりプロジェクト」の延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進のなかで対応していきます。	B
13	池や川、広葉樹の並木、公園や無料休憩所がほしい。	16ページの「大火を防ぐまちづくりプロジェクト」において、消火設備を備えた防災公園の整備や延焼の拡大を防ぐ植栽・植樹の促進のなかで対応していきます。	B
14	16ページ「延焼遮断帯」について、準耐火建築物以上にした住宅や店舗には、補助金等の優遇措置をすべきと思う。また、優遇措置には国が補助すべきである。	延焼遮断帯として火災の拡大防止に効果があると考えられる路線については、区域を定め、区域内の建物を準耐火建築物以上とすることを義務化したうえで、国の補助制度も活用しながら支援することとしております。	B
15	加賀街道～本町通りは、津波対策を合わせて考えると準耐火では済まず、耐火となるべく強靱な建物を要するのではないか。	建築費の負担が増えることや糸魚川らしいまちなみを再生していくことなどをふまえ、津波対策として建物を耐火構造にすることを求める考えはありませんが、津波対策については、県が新たな津波浸水想定を調査中であることから、その結果をふまえ、全市的な津波避難対策を検討していきます。	D
16	大火に強い建物構造、火災に強い建築材及び施工方法、屋根瓦重ね方の対策をしてほしい。 (周りの地形及び建物よりの風向きにあわせての瓦の左右の重ね方対策(飛び火対策))	建物の不燃化を促進する建替えや改修に対して支援することとしています。 また、建築材や工法については、業界団体と意見交換しながら効果的なものを提案していきます。	C

【糸魚川らしいまちなみ再生に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
17	雁木は、雨に濡れずに観光できるのが良い。	雁木は本町通りのまちなみを特徴付けている重要な要素であり、建物の不燃化と併せ、糸魚川らしいまちなみの再生を進めてまいります。	B
18	古い街並みが好きで、たくさんの街並みを見ってきました。建築士と言えることは、作りものでは、本当の風情を感じるのは無理があるのではないのでしょうか？歴史は新たに（火災のあった街）として作っていけばよいのではと、思います。大町地区のかたで、雁木が再建されたときに、あまりの情緒のなさに、がっかりしたという方もおられました。小さいときから、街になれ親しんできた自分も同じ考えです。新しい歴史を作ってください。	本町通り沿いの雁木のある街並みは、旧加賀街道の歴史が息づく当市にとっての重要な財産であると考えます。景観の取組については、すぐに効果が表れるものではないかもしれませんが、時を重ねたときに大火という災難を乗り越えて歴史を引き継いだ象徴にもなりうると考えており、被災者や住民との合意形成を図りながら取組を進めていきます。	D
19	歴史は、すぐにつくれないけど、花や樹でまちづくりに成功している地方都市はたくさんあると思います。加賀の井と鶴来家の三角地帯だけでも、樹と花の街にして、市外から見に来てもらえれば、活性化すると思います。樹木は、火災の延焼防止にも役立つはずです。	火災の延焼を防止する意味合いや大火の記憶を次世代につなぐ意味合いから植栽・植樹を促進することを計画に位置付けております。	B
20	にぎわいと防災の拠点施設は、地場産材を利用して、街なみと調和した和風木造建物としてほしい。	本町通りにおける歴史を生かした糸魚川らしいまちなみ再生の取組みと調和する施設デザインにする必要があると考えております。	B

【にぎわいのあるまちづくりに関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
21	駅前のコインメーターを廃止したことで、一部の人の長時間の駐車など、一般利用者の利便性が損なわれた。駐車場では同様のことが心配される。	9ページの「にぎわいのあるまち」の方針にある、街なか駐車場の適正な規模や位置の検討において留意いたします。	C
22	街なかに駐車場を設置する予定はあるか。	9ページの「にぎわいのあるまち」のなかで、街なか駐車場の適正な規模や位置について検討することとしております。	B
23	何でもコンサル頼みでなく、自分の街は自分で考えよう。8号線の玄関口でありながら、観光もなければ看板もなく、あるのは駐車禁止のマークだけ。 ・半年以上続く季節風を遮ることが大切 ・海上公園はすぐ止める ・道の駅をつくる(8号線) ・海望公園のトイレ前の歩道をなくし、観光客が駐車できるようにする。 ・歩道は以前からある広い道を使う。	被災者の早期の再建意向をふまえ、道の駅など大規模な用地を必要とする観光施設については、計画には位置付けておりません。住む人が暮らしやすく訪れる人も楽しめる「住んでよし 訪れてよしのまち」を目指したまちづくりを進めてまいります。	D
24	・日常の買い物がしやすい街並みにしてください(障害者の方も) ・駐車場をしっかり確保し、出入りしやすいようにして欲しい。 ・子育て中の方も楽しめるよう公園は良いが、冬場に集いやすい遊びやすい空間、施設があっても良いのでは。	日常の買い物がしやすい街並みについては、歩行空間の確保や駐車場の適正な位置や規模について計画に位置付けております。また、冬場も集える子育て世代向けの施設については、駅高架下施設の利活用のほか防災とにぎわいの拠点が有する具体的な機能について、今後、住民や関係団体と検討を重ねてまいります。	B
25	住居兼店舗は別々にした方が将来への活用が可能と思う。	居住と商業、双方の機能を有する地域であることから、住居兼店舗を別々にすることを計画に位置付ける考えはありません。	D
26	大火で失った料理店の味や、昔の料理店の味を継承する方策を検討してほしい。	被災事業者の再建と、事業の継続を資金面から支援しています。事業承継のマッチングについては、商工会議所とも連携して検討いたします。	B
27	広小路通りの民地にコンビニや農産物直売所のような施設を誘致して貰うと便利と思う。	地権者のご意向もあるため、計画には位置付けませんが、「にぎわいのあるまち」に資するような活用の検討をお願いしております。	D
28	気軽に飲食ができるいいこの店が多数できれば観光客にも便利であろう。	既存店舗の魅力アップや新規創業を支援しているほか、広場と一体となった商業施設などで検討していきます。	B
29	今までと同じ商店街復興策では、現在も将来も集客は困難なので、本町通り商店街や雁木に対する取り組みは止める。	商店街の集客に資する新しい取組について、商工会議所と連携して支援しています。また、雁木は糸魚川らしい歴史的な街なみの象徴であり、再建を支援していきます。	D

30	やる気のある商店主や集客力のある店は他地区へ移動しており、諸事情のある店や新規出店の集客を支援する必要がある。	20ページの「にぎわいのあるまちづくりプロジェクト」において、事業再建支援策の拡充とUIターン創業の促進を位置づけています。	B
31	テナント方法にする事で、将来的な空き店舗をなくすことが必要。	防災とにぎわいの拠点施設や広場と一体となった商業施設の整備・運営の検討において、テナント方式など参入しやすい仕組みづくりと健全経営が行える事業者の選定について留意いたします。	C
32	酒蔵や既存の道の駅の良いところを生かし、車の動線という悪いところを改善し、地元の子どもや観光客、帰省客が楽しめる場所が必要と考えます。	にぎわいの拠点施設や広場などをつなぐ全体的な歩行動線について検討し、住民や観光客、帰省客が安心して楽しくまち歩きが楽しめるような取り組みを進めます。	B
33	海に一番近い新幹線の駅ですが海を感じる物がありません。中途半端な展望台ではなく、花火が見れたり夕日が見れる展望台を提案し、電車でも車でも利用しやすい施設とする。	20ページの「にぎわいのあるまちづくりプロジェクト」において、海望施設の検討を進めることとしています。	B
34	空家・空き店舗の利用が進まないなか、郊外の店に行く人を呼び戻したり、シャッター通りや駅前の活気を呼び戻せるか。	20ページの「にぎわいのあるまちづくりプロジェクト」の実施により、商店街全体として来訪者や市民及び地域住民が集うまちづくりを推進するとともに、にぎわい創出のための人材育成に取り組めます。	C
35	観る街、買い物する街、住む街を目指して、雁木通りの周遊コースがほしい。	6ページの復興まちづくりの目指す姿で、「歴史の風情が香るまち」「歩きやすいまち」「住んでよし訪れてよしのまち」として位置付けています。	B
36	世界ジオパークを取り入れた展示会場を街中に設置し糸魚川市への集客を図ってほしい。	世界ジオパークに関する展示については、糸魚川ジオステーション ジオパルが情報発信基地としての機能を有しており、9ページの「にぎわいのあるまち」のイメージのとおり、既存施設の活用による相乗効果を位置づけています。	B
37	街なかにスーパーマーケット的なお店を設置する予定はあるか。	市として設置する考えはありませんが、事業者の参入について支援していきます。	D
38	商店街利用者やイベントの際に利用できる市営駐車場を整備し、買い物客や観光客が利用しやすく、料金も安く、買い物をしたら無料にするなどしてほしい。	9ページの「にぎわいのあるまち」における、街なか駐車場の適正な規模や位置についての検討のなかで留意いたします。	C
39	防災とにぎわいの拠点について何をつくるのかが見えてこない。 ・口の字商店街の中心につくるのが適切と思う。(従来、本町通り東側は人通りが少ない) ・観光客が憩える場所を増やす。レストラン、喫茶店の誘致が必要。	防災とにぎわいの拠点が有する具体的な機能については計画に位置付けず、今後、住民や関係団体と検討を重ねてまいります。観光客が憩える場所については、口の字商店街の中心部において位置付けている広場と一体となった商業施設などにおいて検討していきます。	C
40	各商店に夜間LEDスポットライトサインの看板を設けることによりにぎわいを創出できると考える。	商店街として取り組む共同事業については、国の事業活用も含め、内容等を精査したうえで支援してまいります。	C

41	防災とにぎわいの拠点施設に関して盛り込んで頂きたい内容(p.28 2-4、p.32 3-5) ・防災とにぎわいの拠点施設として大火の記憶を次世代に伝える機能だが、消防署駅前分団を併設し消火活動機能を持たせつつ、見学者に説明したりする人員を配置してはどうか。 ・にぎわいを創出する施設として体育館の機能をもたせてはどうか。中規模の体育大会(学童の地区大会など)が実施できるレベルの体育館があれば、お弁当などの食事の消費など周辺の商業に関しても好影響が望める。 ・市には親子が集える施設が少ないと感じる声もあり、また市外からの転入者に関しては交友関係が築きにくい。そのため親子が何も用事がなくとも集え、暑さ寒さに弱い乳幼児を持つ親世代が安心して集えるフリースペースがあると賑わいと防災の意義を次世代へ伝える点のシナジーが生まれるのではないかと考える。 ・「にぎわい」を創出するために図書館の一部機能の移設(例えば未就学児向けの児童図書や子育て関連書など)やカフェスペース、市役所の支所として一部サービス(住民票、印鑑登録、児童手当など)が行える機能を持たせてどうか。	防災とにぎわいの拠点が有する具体的な機能については計画に位置付けず、今後、住民や関係団体と検討を重ねてまいります。	C
42	「広場と一体となった商業施設」として企業支援店舗、郊外店舗の出張店舗、地域資源(特産品、観光など)発信のアンテナショップを抱合したものが必要と考え、上越妙高駅のフルサット、宮崎県日南市油津商店街ABURATSU GARDENのようなコンテナ店舗を提案する。(p.28 2-5) 理由は下記の通り。 ・コストが安価ということはそれに伴う家賃も比較的安価で済むことにもなり、新規創業者への支援にも繋がる。 ・場所移動が容易なことからニーズの変化にも対応可能で土地の用途を変えることができる。	広場と一体となった商業施設が有する具体的な機能については計画に位置付けず、今後、住民や関係団体と検討を重ねてまいります。 また、コンテナ店舗のような施設とすることで新規創業を促し、ニーズの変化にも対応することについては、商業施設の位置付けに幅を持たせるよう計画に反映いたします。	A
43	防災とにぎわいの拠点について具体的なお願いです。 ・市内に足りない、個人病院。耳鼻咽喉科、眼科、皮膚科など、市の施設に誘致してほしい。 ・市民図書館の分館(くつろぎのスペースで世代をこえて、使えるように) ・トレーニングセンター(同上) ・海の見える展望台及び津波の避難も兼ねる建物 商店のにぎわいを求めるより、市民がまた、この場所にもどることを考えてもらえば、自然に商店も活気をおびていくと思います。	防災とにぎわいの拠点が有する具体的な機能については計画に位置付けず、今後、住民や関係団体と検討を重ねてまいります。	C

【暮らしを支えるまちづくりに関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
44	本町通り以外の通りでも、車いすを利用する身障者が安心して通行できる歩道を整備してほしい。	復興まちづくりの目指す姿として、6ページで「歩きやすいまち」を位置付けており、市道拡幅改良事業を実施するなかで留意いたします。	B
45	介護が必要な大人が利用できる1mを超えるベッドを公衆トイレに設置してほしい。	障害者や要介護者が利用しやすいトイレ設備については、防災とにぎわいの拠点施設や防災機能を備えた公園の整備計画のなかで検討してまいります。	C
46	人が集う広場には、年間を通じて過ごしやすいスペースをユニバーサルデザインの視点を基本に考えてほしい。	5ページの復興まちづくりの目指す姿における「住む人が暮らしやすく、訪れる人も利用しやすい」のなかに意図として含んでおりますが、ご意見をふまえ復興まちづくり計画全体に通底する考え方として記述を追加いたします。	A
47	街なかにトイレを設置する予定はあるか。	防災機能を備えた公園の整備や防災とにぎわいの拠点、広場と一体となった商業施設の整備計画のなかで検討していきます。	C
48	街なかに救急的な医療機関を設置する予定はあるか。	市内の救急医療体制は、糸魚川総合病院を拠点に施設と体制を整備して運用しており、新たな救急外来医療機関の設置は予定していませんが、訪問診療等を行う新たな医療機関の誘致について、まちづくり計画に位置づけ、検討しています。	B
49	車の無い老人が気易く買い物ができる商店街をつくってほしい。	10ページの「住み続けられるまち」のイメージでは、車の無い高齢者やまちなかに居住する方が商店街などに気軽に立ち寄る意図を含んでいますが、公共交通等を利用して市内から買い物やサービスを受けに訪れるイメージを追加いたします。	A
50	家の前の道路が6mになるそうですが、家の前の部分を駐車場にする予定なので歩道や境界ブロックなどはやめていただきたいです。にぎわいより静かに安心して生活していける町になるといいなと思います。	防災機能を高める意味から市道の拡幅を計画していますが、歩道と車道の幅員については、歩行動線や車両の流れを勘案する中で検討していきます。	C
51	市営住宅の整備について、人口の空洞化を防ぐために、幅広い世代が生活したいと思えるリゾートマンションをイメージしたような集合住宅にしたらどうでしょうか。(プール、トレーニングジム、大浴場などを整備し、水中運動やジムで介護予防としても活用できる。)賑わいの恒常化には、今までよりも多い居住者(地区の人口)が必要。	市営住宅の整備については、再建を断念せざるを得ない被災者を受け入れるために必要な戸数の確保を最優先とし、医療や福祉などのサービスとの連携を含めて検討しています。	D
52	私は視覚障害で白杖を持って行動しています。障害者や高齢者でも集える公園等の設置時に考慮していただきたいこと ・施設の入り口等の明示文字は、拡大文字で目の高さで表示してほしい。 ・雁木通りと道路の境界は、景観を損ねない色で区別してほしい。 ・公共施設の各部屋の入り口の案内板も拡大文字で表示してほしい。 ・地区公民館に行くときに利用する四つ角交差点に音響信号機を設置してほしい。	障害者団体の皆さまからのご意見等も参考にしながら、障害者や高齢者でも集える公園等の整備計画を検討していきます。	C

53	私は全盲の視覚障害者です。計画案は視覚障害者用音声パソコンによって取り込みました。計画案に、障害者への合理的配慮条項を加えてください。 ・計画案には障害者に対する「合理的配慮」についての記述が見当たりません。昨年4月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律では障害者が社会生活を営む上で必要な合理的配慮を求めています。	5ページの復興まちづくりの目指す姿における「住む人が暮らしやすく、訪れる人も利用しやすい」のなかに意図として含んでおりますが、ご意見をふまえ復興まちづくり計画全体に通底する考え方として記述を追加いたします。	A
54	駅北復興まちづくり計画を実施するに当たっては、障害者団体への事前説明ならびに現地での協議をお願いいたします。 ・今回の復興まちづくり計画の実施に当たっては設計段階での障害者団体への事前説明ならびに点字ブロックの敷設とその色彩、駐車場その他、また公的建物を作られる場合はトイレのことやその表示など現地説明をお願いいたします。	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、各事業の設計段階において配慮いたします。	C
55	高齢者やベビーカーなどを押す保護者が歩きやすいよう歩行空間の段差の解消を織り込んで頂きたい。(p.31 2-27)	5ページの復興まちづくりの目指す姿における「住む人が暮らしやすく、訪れる人も利用しやすい」のなかに意図として含んでおりますが、ご意見をふまえ復興まちづくり計画全体に通底する考え方として記述を追加いたします。	A
56	世継ぎが後継者となる場合の世帯は、建物建設費の支払い年限を1代の20～25年から2代の40～45年返済に猶予すべきではないか。	建物の再建にあたっては、被災者生活再建支援金や義援金の配分、住宅再建融資利子補給制度などを活用いただき、負担の軽減につとめています。	D
57	被災地から引越し、その後体調が悪くなり寝たきりになりました。2家で暮らしていて、1家は義援金制度が適応されましたが、特に家財が多くあった家は保証が適応されません。被害の大きいのは家財があった方です。町づくりが中心で、ケアの方が現状いきとどいていない気がします。	義援金は、糸魚川市義援金配分委員会で計画とは別に基準を設け、世帯の状況等により見舞金分と住宅等の再建支援分に分けて配分しています。 また、心身のケアについては、生活支援相談員や保健師が定期的に訪問し、被災された皆さまの健康状態の保持増進に努めており、これらの機会を通じて引き続き被災者のニーズを把握してまいります。	C
58	共同住宅入居者の中には、新築を予定していたが、事情が許さず諦めざるを得ないと云う人もいます。街中では新築の槌音が響き始めましたが、再建を断念した人等はどうな気持ちで見ていることでしょうか。 早く自分の居場所が決まれば気持は安定することでしょう。そのためには一日も早く「共同住宅」を完成させることだと思います。自分の住居がはっきりすれば心は安定し、心身に余裕が出来れば公園の整備の手伝いやボランティアとして活躍出来るようになると思います。	市営住宅の整備については、再建を断念せざるを得ない被災者を受け入れるために必要な戸数の確保を最優先とし検討しています。 供用開始について、計画では平成31年度を目標としており、1日でも早く希望される被災者が入居できるよう計画を進めていきます。	B

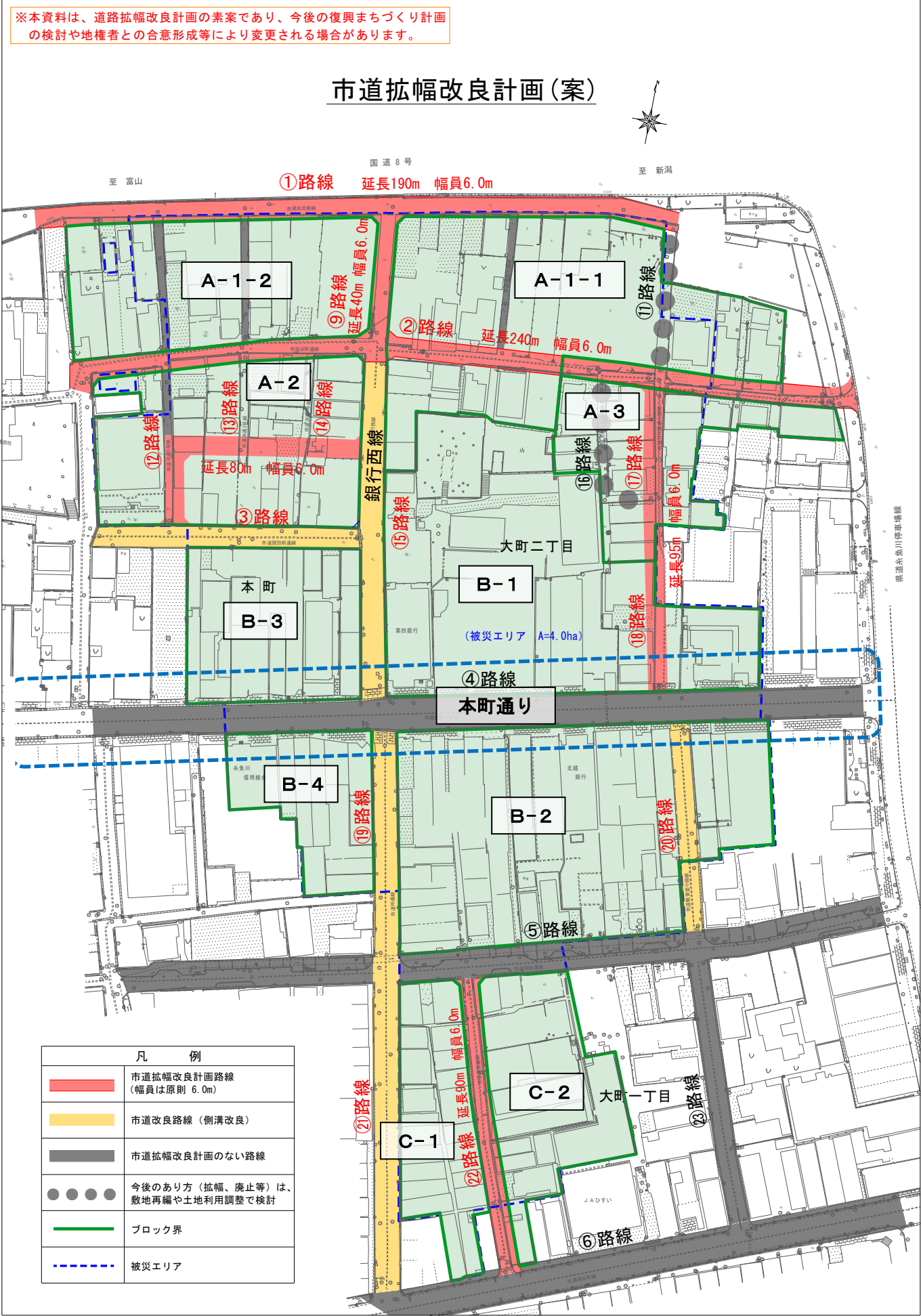
【大火の記憶を次世代につなぐに関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
59	今回の大火を記録・記憶として次世代に残すための施設整備や資料整理をしてほしい。	22ページの「大火の記憶を次世代につなぐプロジェクト」の推進により対応していきます。	B
60	プロジェクトや施策の実施にあたり支援できる可能性があります。 ・催事、広報、周知ツール ・マンホールの蓋面オリジナルデザイン ・印刷物や冊子類へのイラスト提供 ・防災学習のための看板のデザイン ・復興市などのイベント出店 ・防災メモリアル機能をイラストレーション、壁画などで再現 ・絵を描くことにまつわる単発イベントや教室開催 ・道路や歩道の美装化について、イラストレーション、壁画などで再現 ・ふるさとかるたの路面表示について、オリジナルデザインを制作 ・外部人材の連携と推進体制構築のための人材紹介支援	市民、事業者、関係団体、行政等が互いに連携・協働しながら、主体的に取り組むことが必要であり、多くの人から参画していただくなかで計画を推進していきます。	C
61	「大火の記憶を次世代につなぐ」アイデアとして絵本を制作するのはいかがでしょうか。火事の状況をリアルに描くというより、糸魚川を舞台にした物語を作り、その本を全国に販売、利益を復興に使うという方法もあると思います。	絵本の販売収益を復興に使う方法は市として考えておりませんが、大火の記憶を次世代につなぐ手法のひとつとして、22ページのイメージイラストにあるように学校教育の場で使用する副読本の制作を検討しております。	B
62	復興まちづくり計画の進捗に関しては市のホームページ上で公表するとの記載があるが、バナーの添付などアクセスがしやすく、誰もがわかりやすい形での公開を望む。	「大火の記憶を次世代につなぐ」プロジェクトにおけるホームページ等による復興情報の発信の取組として、今年度中の公開を予定する復興ホームページの構築業務の中で留意いたします。	B
63	ツアーや視察などの受け入れに関して、実施する意義についても理解はしているが被災者の気持ちも勘案して過度な取り組みについては配慮して頂きたい。	観光的な要素を前面に出すということではなく、火事を出さないという啓発につながるような防火・防災教育を主眼とした内容を想定しており、被災者の気持ちも勘案した取組を進めていきます。	B

【その他(市民参加など)に関するご意見】

No.	寄せられたご意見	市の考え方	反映状況
64	被災者だけでなく、他の市民の意見にも耳を傾けてほしい。	36ページの進捗管理において、被災者をはじめとする市民の意識調査や関係者間の情報共有などにより、復興まちづくりに対する意識の把握に努めることとしています。	B
65	計画での街並みや雰囲気は若者はどう思うか意見を聞いてみたのでしょうか。私たちの思いも大切ですが、未来も大切です。	計画検討委員会に糸魚川青年会議所から参画いただいたほかチーム糸魚川若者会議などの提言も参考にさせていただきました。 また、計画を実施する段階において、市外の大学と連携し街並みや雰囲気などについて、地域と一体となって検討する取組を進めていきます。	B

■ブロックごとの進捗状況について



ブロック名	意見交換内容、今後の予定等
A―1―1	・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。 ・ 市道拡幅改良の路線測量に着手予定。
A―1―2	・ 7/11 に市道拡幅改良の路線測量を完了。 ・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。
A―2	・ 8 月下旬からガレキ（基礎）撤去開始予定。 ・ 9 月下旬から③路線、⑮路線の道路改良工事（側溝改良等）に着手予定。 ・ 市道の再編を含む敷地の再編について継続協議中。 ・ 新設市道北側に市営住宅の建設を計画している。
A―3	・ 8/17 にブロック会議を開催し、敷地再編案について合意が得られた。また、景観形成と建物不燃化の取組を説明、懇談した。 ・ 今後、敷地再編の事業を進める。9 月上旬に意見交換会を開催予定。 ・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。
B―1	・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。 ・ 早期の再建希望者と不燃化や景観に配慮した再建案について個別に協議を実施中。
B―2	・ 8 月下旬からガレキ（基礎）撤去開始予定。 ・ 8 月下旬から⑳路線の道路改良工事（側溝改良等）に着手予定。
B―3	・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。 ・ 7/25 にブロック会議を開催し、敷地再編案について概ねの合意が得られた。
B―4	・ 6/21 に敷地の再編は行わないこととなった ・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。
C―1	・ 8 月末までにガレキ（基礎）撤去予定。 ・ 8 月下旬から㉑路線の道路改良工事（側溝改良等）に着手予定。
C―2	・ 6/15 に㉒路線の市道拡幅改良の路線測量を完了。 ・ 現在、道路拡幅改良工事に伴う用地物件補償について協議中。 ・ 8 月下旬からガレキ（基礎）撤去開始予定。
本町通り	・ 6 月末までに、景観まちづくり勉強会を 5 回開催。 ・ 8 月下旬に本町通り景観まちづくり検討会を開催して、景観・不燃化ガイドラインとして取りまとめる予定。

※8 月 18 日現在までの状況をまとめたものであり、各ブロックの方向性として決定したものではありません。

糸魚川市駅北大火に係る糸魚川市災害義援金の第4次配分計画

1 配分原資

糸魚川市が受付けた義援金	541,701,108 円（平成 29 年 7 月 14 日現在）
新潟県配分委員会義援金送付額	228,959,457 円（平成 29 年 7 月 14 日現在）
義援金合計額	770,660,565 円
第1次配分額	190,950,000 円
第2次配分予定額	280,000,000 円
第3次配分予定額	138,400,000 円
第4次配分可能額	161,310,565 円

2 配分方針

- (1) 見舞金としての配分
- (2) 健康保持に対する支援

3 配分

- (1) 見舞金としての配分

単位: 千円

番 号	①	②	③	④	⑤	⑥
対象者 建物の被害	自己所有の住宅 (店舗併用住宅を含む)に住んでいた者	自己所有の建物で事業を営んでいた者	貸家、アパート、貸事務所、貸店舗の所有者	貸事務所、貸店舗で事業を営んでいた者	貸家、アパートに住んでいた者	左記以外の住宅所有者
全壊	1,000	1,000	500	500	500	400
大規模半壊	1,000	1,000	500	500		
半壊	500	500	250	250		
一部損壊	100	100	50	50		

- (2) 健康保持に対する支援

① 対象世帯

みなし仮設住宅等に入居後、健康管理のためにエアコンを設置した世帯

※ 避難先の住宅等に入居した際にエアコンが1台も設置されていなく、被災者世帯が設置した場合に対象となります。(1台設置されていたが、故障していたため使えなくて、被災者世帯が修繕した場合も対象となります。)

② 支援額 エアコン設置経費 (1世帯あたり上限額 10 万円)

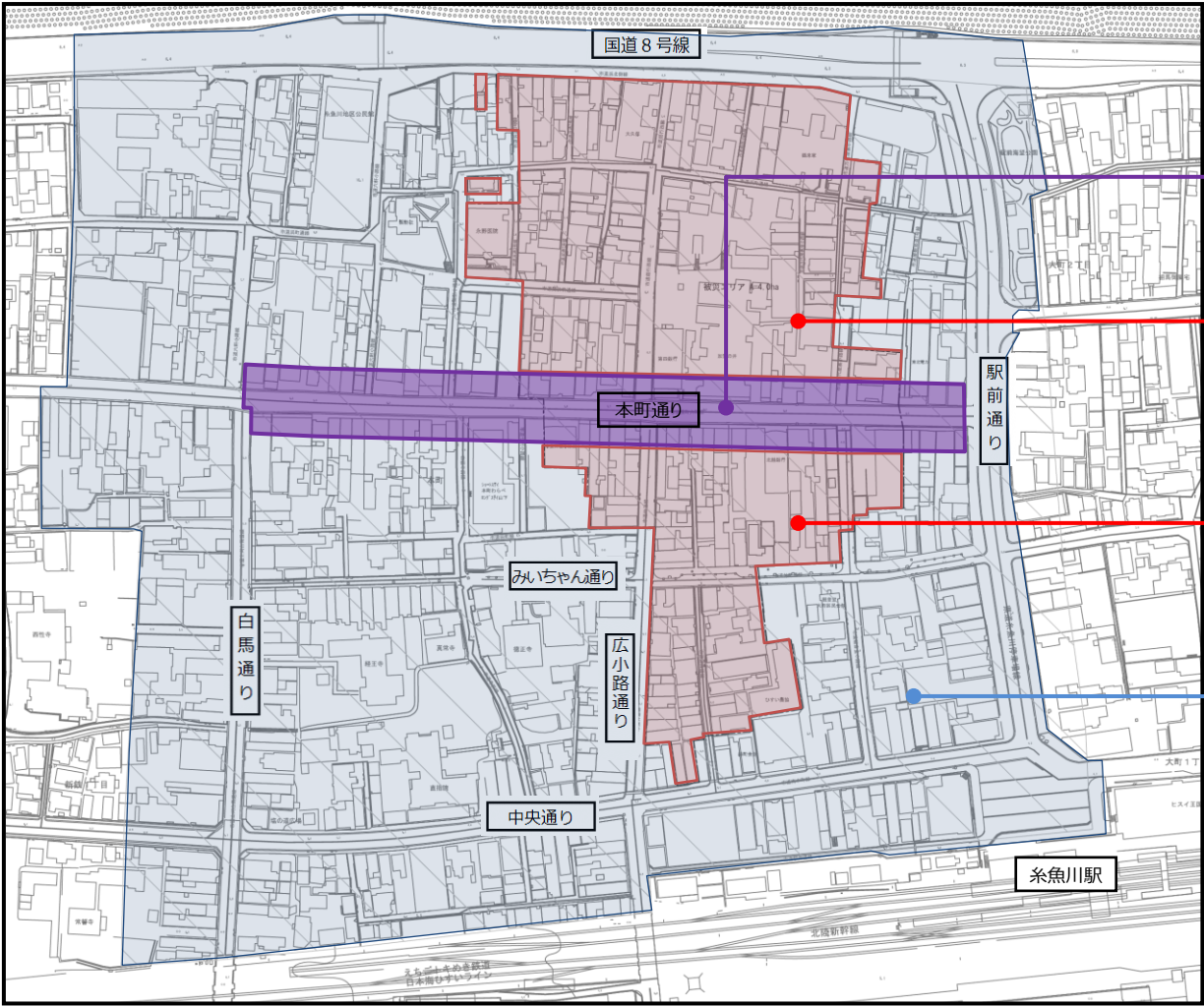
糸魚川市駅北復興まちづくり 「糸魚川らしいまちなみ再生プロジェクト」 景観・不燃化ガイドライン(案)の概要

◎ガイドライン策定の目的

糸魚川駅北大火からの復興と再生に際しては『景観』と『不燃化』の両方に配慮したまちづくりを目指します。

- ①良好な景観の形成 個々の建物が景観に配慮し、連なることにより、全体として調和のあるまちなみ景観を形成します
- ②不燃化の促進 個々の建物の防火性能を高め、市民の命と財産を守り、まち全体の防火性能を強化・向上します

そこで、糸魚川らしいまち街なみの再生を目指す取り組みとして、建物の整備やまちなみの形成に関する『景観・不燃化ガイドライン』を定めることとします。



- ①本町通り沿線 [Purple Box]
- ②重点地域 [Red Box]
- ③計画対象地域 [Blue Box]

◎まちなみ再生エリアの設定・区分と整備方針

中心市街地のまちなみ再生の取り組みは、①本町通り沿線、②重点地域、③計画対象地域、3つのエリアに区分し、エリア毎に整備を推進します。

①本町通り沿線 . . . 図面の紫色の範囲

- 沿線の建物を高い防火性能（準耐火建築物以上）として整備し、火災の拡大を防ぐ延焼遮断帯としての機能を創出します。
- 歴史的な街道の特徴的な景観要素である雁木の再生と歩行者空間の整備を図り、統一感と連続性のある調和のとれたまちなみ景観を形成します。

②重点地域 . . . 図面の赤色の範囲

- 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、被災地域の不燃化を推進します。
- 建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれたまちなみの再生と形成を推進します。

③計画対象地域 . . . 図面の青色の範囲

- 指定の防火基準よりも防火性能を高めた建物の整備を推奨し、対象地域全体の不燃化の推進に取り組みます。
- 建物形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、対象地域全体の景観形成に取り組みます。

景観形成と不燃化の促進を目指すガイドラインの適用と推進・支援は、①本町通り沿線と②重点地域を先行して取り組みます。

③計画対象地域への適用・支援は、復興・再生のための整備・実施状況を考慮して、実施時期を決定します（平成30年度以降を予定）。

糸魚川らしいまちなみ再生 ～ 建物景観イメージ

まちなみ景観

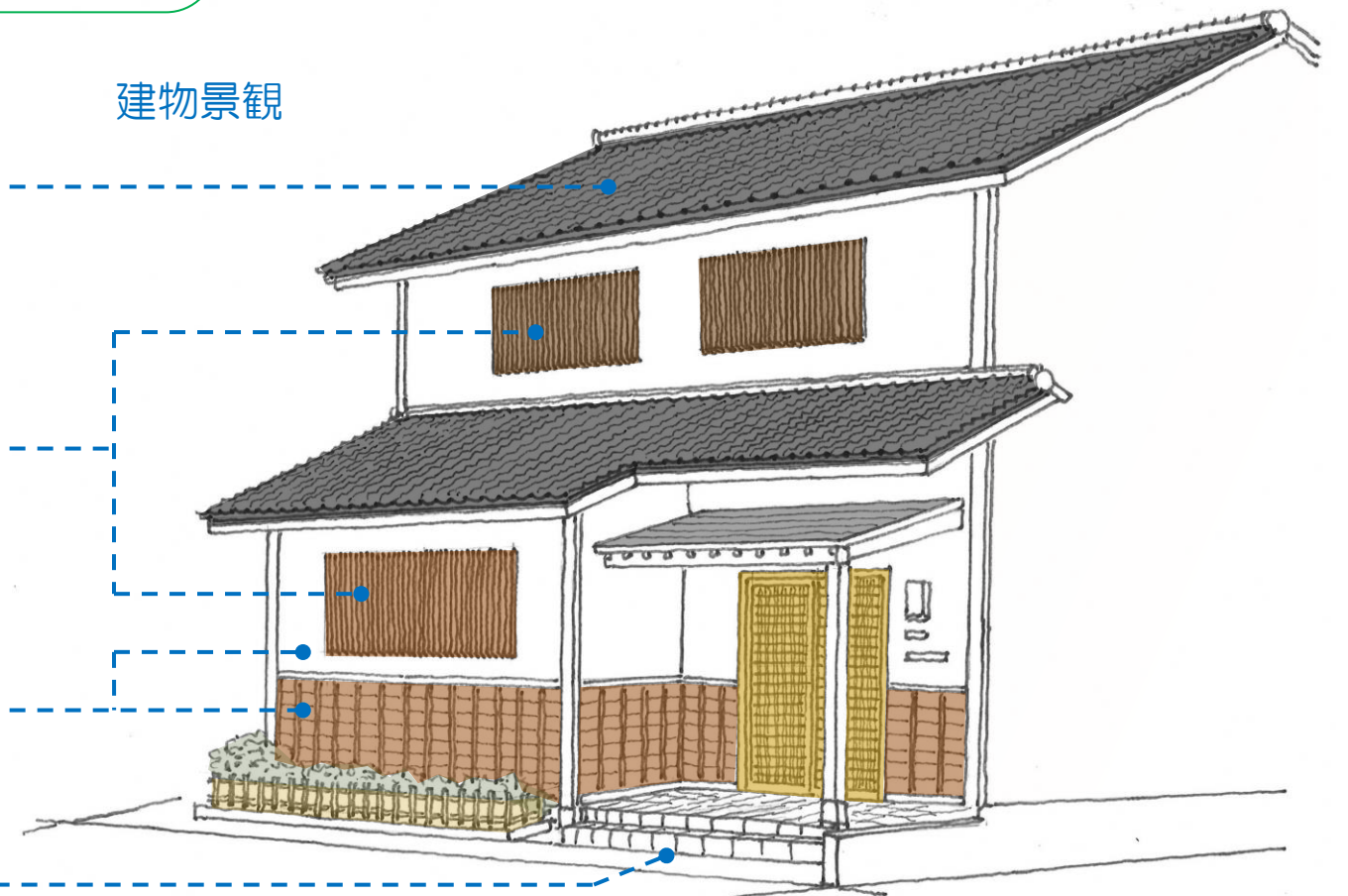


○勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます

○通りから軒先までの離れは隣接建物と揃えます

○通り側の外壁は後退させず隣接建物との壁面を揃えます

建物景観



○屋根は日本瓦等とします（黒系・茶系）

○切妻屋根で軒のある形状とします

○通りに面する開口部は黒系・茶系とします
（ガラスは透明・白系）

○開口部は縦格子（黒系・茶系・白系・木肌調）
の修景をします（不燃材使用）

○外壁は彩度を下げた黒系・茶系・白系・木肌調とします

○外壁と軒裏はすべて防火構造とします

○入口は通りに対して平入りの配置とします



切妻（きりつま）



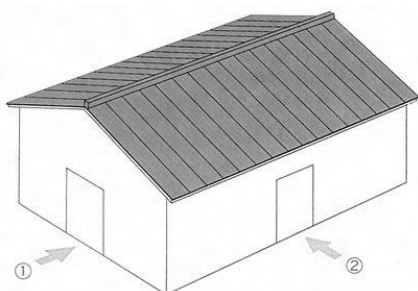
寄棟（よせむね）



陸屋根（りくやね）



片流れ（かたながれ）



①主出入口が妻側にある「妻入」
②主出入口が平側にある「平入」

重点地域における景観・不燃化ガイドラインの概要と支援額（案）

単位：千円

		支援額（上限）	備 考
1. 建物等の構造（不燃化）	○ 外壁・軒裏は全て防火構造とします	300	
2. 建物等の配置・屋根・外壁（景観）	○ 建物は切妻屋根で、軒のある形状とします ○ 建物は入口が通りに対して平入りとなるよう建物を配置します ○ 屋根の素材は日本瓦葺きとします ○ やむを得ず瓦を用いない場合は、カラー鋼板を用いた長尺瓦棒葺き又は長尺横葺きとします ○ 屋根の形状は勾配屋根とし、隣接する建物との勾配を揃えます（3.5寸～5寸勾配） ○ 屋根の色彩は黒系又は茶系とします ○ 外壁は防火性能を満たす素材とします ○ 外壁の色彩は彩度を下げた黒系、茶系、白系（しっくい壁等）、木肌調（木そのものの色合い）とします	400	支援額は、左記の項目をすべて実施する場合に適用されます。
3. 開口部（玄関・窓など）（景観）	○ 開口部で通りに面するものは彩度を下げた黒系又は茶系とします ○ 開口部の通りに面するガラスは透明又は白系とします ○ 開口部は縦格子の修景をします ○ 開口部の修景には不燃材料を用います ○ 開口部の色彩は彩度を下げた黒系、茶系、白系（しっくい壁等）、木肌調（木そのものの色合い）とします	100	支援額は、左記の項目をすべて実施する場合に適用されます。
4. 上記以外で協力いただきたい景観に関する整備	○ 通り側の外壁は後退させず、隣接する建物との壁面を揃えます ○ やむを得ず外壁を後退させる場合には、植栽等の配置によりまちなみの連続性を確保します ○ 通りから軒先までの離れは隣接する建物と揃えます ○ エアコンの室外機など通りに面する部分には設置しないようにします ○ エアコンの室外機など通りに面してやむを得ず設置する場合は、不燃材料を用いた囲い等で修景します ○ エアコンの室外機など通りに面してやむを得ず設置する場合は、彩度を下げた黒系、茶系、白系、木肌調とします		
小 計		800	

1. この表は「重点地域」を対象として推進を図るとともに、将来的には「計画地域」を対象することを想定しています。
2. 「本町通り沿線」については、別に防火性能（不燃化：延焼遮断帯の形成）や雁木・歩行者空間の整備について、計画・ルールを定めることを予定しています。

地元事業者利用促進事業	○ 基本分	糸魚川市内に事業所を有する大工、工務店、建築会社により施工	※ 100	
	① 加算分	建築資材に地場産材（ふるさと越後の家づくり復興支援事業）を活用	100	
	② 加算分(上記1)	不燃化に取組みます（外壁・軒裏は全て防火構造）	100	
	③ 加算分(上記2～3)	景観形成に取組みます（上記2、3の景観整備を実施の場合）	100	
小 計			400	

※市内事業所により施工する場合に限り、①～③の加算分を適用します。

合 計			1,200	最大で
-----	--	--	-------	-----

糸魚川市駅北大火 再建後に気持ち良く生活するために

今後、みなさんの住宅再建が進むことで、建物完成後に建築に関する問題が発生しないために、設計時から次のような事に配慮しましょう。



●完成後に起こる問題とは？・・・山形県酒田大火からの教訓

酒田大火（S51）では、次のような問題の発生を想定しました。
たとえば・・・

- ・居間の窓の外はお隣のトイレやお風呂。窓を開けると臭いが・・・
- ・寝室の外がお隣の駐車場。安眠できない・・・
- ・お隣の排気が部屋の窓の位置に。臭いや音が気になって・・・
- ・通路を歩くとお隣さんが丸見え。後で目隠しを付けることに・・・

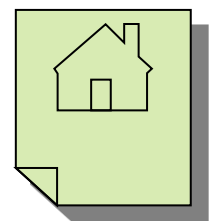
このような事にならないように



○建築計画について隣近所にひと声かけましょう。

○隣近所の既存建物についても注意しましょう。

○設計内容について建築業者にしっかり確認しましょう。



隣近所に「ひと声」かけて、
気持ちよく住み続けられるまちを目指しましょう！



問合せ先：市役所建設課 建築住宅係
552-1511（代表）
（内線2375）
担当：久保田・高畑

警察からのお知らせ

暴力団が復旧・復興事業で資金獲得を狙っています！

過去の事例などから予想されること

- ◆ 暴力団関係者が事業組合やボランティア団体等を名乗って復旧・復興事業に関する作業員や車両等を手配したり、がれき処理等の事業に参入してくる
- ◆ 暴力団が、復旧・復興事業や被災者を対象とした貸付け制度や補助金制度を悪用して、貸付金や補助金を詐取する
- ◆ 「復旧工事の仕事はたくさんある」、「給料をたくさん出す」等とうまい話を持ちかけて、復旧・復興事業に介入するための作業員を集め、賃金をピンハネする

- ◎ 暴力団を恐れない
- ◎ 暴力団に金をださない
- ◎ 暴力団を利用しない
- ◎ 暴力団と交際しない

を実践して暴力団を排除しましょう！



災害に便乗した悪質商法が懸念されます！

被災家屋を対象とした押しかけ修理工事

依頼もしていないのに、被災した家屋や被災者を訪問し、必要な書類の交付もせず勝手に工事を始め、高額な代金を請求してくる

被災者を対象としたヤミ金融事犯

被災者に対して「お金に困っていませんか」などと言って近づき、高金利でお金を貸し付けてくる

**暴力団や悪質業者には要注意！
不安を感じたらすぐに警察へ！**

新潟県警察本部 025-285-0110
糸魚川警察署 025-552-0110



消防・防災フェア

～駅北大火復興～

この日は
救急(9.9)の日！

日時：平成29年9月9日(土)

午前10時から午後2時まで

場所：本町通り(いとよ広場から第四銀行の間)

糸魚川地区公民館



“本町通り”会場

※雨天時、内容変更の場合あります。

《体験する》

- ・車両展示(自衛隊、警察、消防)
- ・救急体験(心臓マッサージ体験、無線交信体験)
- ・はしご車搭乗体験、起震車による地震体験
- ・消防隊体験(放水、防火服着用体験)

【1回目 10時～10時30分】

【2回目 11時～11時30分】

・水消火器的当て 【1回目 12時30分～13時】

【2回目 13時30分～14時】

《食べる、歌う》

・路上ミニライブ 【10時45分から】

・炊き出し訓練(自衛隊、日赤奉仕団)【12時から糸魚川地区公民館で配布予定】

《知る》

- ・駅北復興まちづくりPR
- ・防災用品、住宅警報機展示
- ・本町通りクイズラリー



同日開催！

“糸魚川地区公民館”会場

《体験する》

・ジオまる めーな、消太くん握手会(各20分)

【全4回 ①10時10分、②11時10分、③12時10分、④13時10分】

・予防体操体験会 【1回目 10時30分～10時50分】

【2回目 12時30分～12時50分】

・煙体験コーナー

・炊き出し訓練(自衛隊、日赤奉仕団)【12時から糸魚川地区公民館で配布予定】



お問い合わせ先 糸魚川市消防本部 025-552-0119



本町通り商店街雁木内で毎週開催しています。
新鮮な野菜、木製工芸品など、地元産品が販売されています。

路上ミニライブ

～駅北大火復興に思いを寄せるアーティストが出演～

時 間 10:45～12:00

出演者 松村一輝（糸魚川市内在住）

ホタルライトヒルズバンド（千葉県柏）

織田智朗（石川県出身）

協 力 塩の道コンサート実行委員会

ホタバシ×松村一輝 アコースティック 2 マンコンサート
～ホタ村フェス 2017～

出演者 ホタルライトヒルズバンド、松村一輝

開催日 2017 年 9 月 9 日（土）

時 間 開場 13:00／開演 13:30／終演 16:00

会 場 ライブハウスフタバ（糸魚川市大町 1-3-7）

チケット 一般：¥2,000／大学・専門学生：¥1,000／
高校生以下：¥500 ※飲み物持ち込み可

予告！

災害時に役立つ！！

Eレスキュー体操



みんなで楽しく！エコノミクス症候群予防

時間：①10：30～10：50、②12：30～12：50

場所：糸魚川地区公民館2階多目的室

持ち物：動きやすい服装できてね！

ジオまる・めーな・消防しょう太握手会

時間：①10：10～10：20、②11：10～11：20

③12：10～12：20、④13：10～13：20

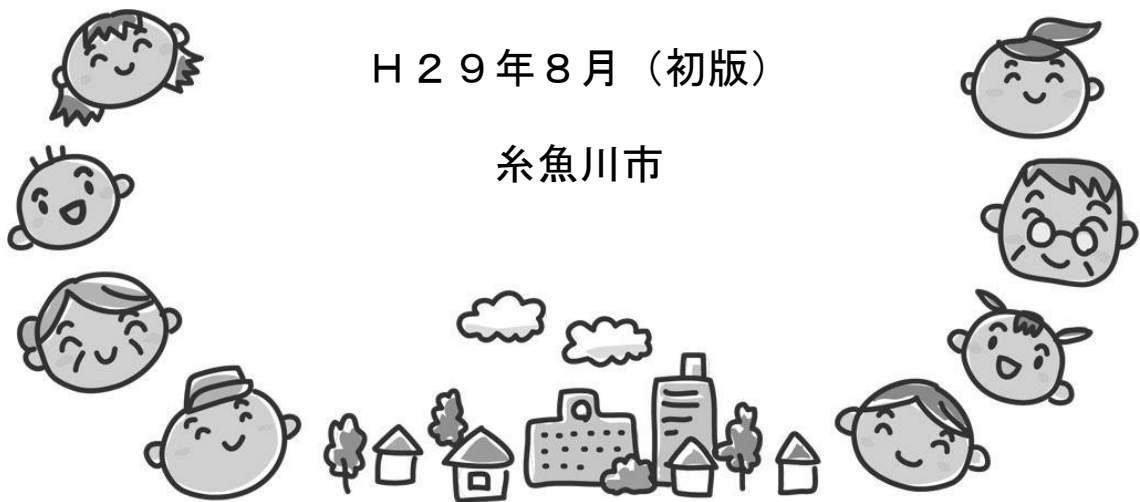
場所：糸魚川地区公民館駐車場

問合せ先 糸魚川市消防本部 025-552-0119

糸魚川市駅北大火 被災者支援制度のあらまし

H 2 9 年 8 月（初版）

糸魚川市



【注記】

- ・このあらましは、平成29年8月現在の支援制度です。
- ・今後、事業の内容や実施期間など変更になる場合があります。
- ・制度の名称に「(仮称)」のついているものについては、現在検討中の内容を掲載しており、今後変更になる場合があります。

目 次

【1. 生活全般にかかわる支援制度】

・被災者生活再建支援制度	1
・生活資金借入に対する利子補給制度	2
・被災者健康づくり支援事業	3
・生活支援相談員の配置	4
・こころとからだの応援事業	5
・がんばれ糸魚川おでかけパス事業	5
・固定資産税・都市計画税の軽減措置	6
・被災した家屋等のがれき処理	7
・応急仮設住宅の提供	8

【2. お子様がいる世帯向けの支援制度】

・保育園・幼稚園の保育料免除	9
・児童クラブ室利用料免除	9
・子ども医療費助成に係る一部負担金の助成	10
・ひとり親家庭等の医療費助成に係る一部負担金の助成	10
・就学援助制度	11

【3. 住宅や店舗の再建に関する支援制度】

・再建に関する建築相談	12
・住宅再建融資利子補給金	13
・ふるさと越後の家づくり復興支援事業	14
・いといがわ木の香る家・店づくり促進事業	15
・(仮称) 地元事業者利用促進事業	16
・(仮称) 糸魚川らしいまちなみ再生支援事業	17
・(仮称) 本町通り建物不燃化支援事業	18
・(仮称) 本町通り雁木整備促進事業	20

【4. 事業者向けの支援制度】

・仮設店舗設置等支援事業	21
・信用保証料補給制度	22
・創業支援資金利子補給事業	23
・ビジネスチャレンジ支援事業（創業支援事業）	24
・クラウドファンディング活用支援事業	25

【 1 . 生活全般に関わる支援制度】

制 度 の 名 称	被災者生活再建支援制度				
支 援 の 種 類	給付				
制 度 の 内 容	被災者生活再建支援法に基づき、被災後における当面の生活資金としての【基礎支援金】（※すべての対象者に支給済み）と、「住宅の建設（建替）または購入」、「被災住宅の補修」、「賃借」の3つの再建方法をとった場合に、住宅の被害程度と世帯の区分により支給される【加算支援金】があります。				
	1 加算支援金の支給額				
	区分	世帯構成	加算支援金		
			建設・購入	補修	賃借
	全壊 大規模半壊	2人以上 単身	200万円 150万円	100万円 75万円	50万円 37万5千円
制 度 の 内 容	2 申請に必要なもの				
	(1) 被災者生活再建支援金支給申請書				
	(2) 契約書の写し				
	例) ・「建設・購入」の場合・・・建物建築請負契約書、建物売買契約書				
	・「補修」の場合・・・・・・建物修繕請負契約書				
・「賃借」の場合・・・・・・アパート賃貸借契約書					
制度活用の メリット	住宅の再建を支援し、生活の安定を図ります。				
対象となる方	居住している住宅が、り災証明書のり災程度において「全壊」または、「大規模半壊」と認定された世帯				
期 間	平成 32 年 1 月 21 日まで （災害発生の日から 37 か月間）				
お 問 合 せ 先	市民部福祉事務所 電話 025-552-1511 内線 2175				

※義援金の配分とあわせた詳しい支給額一覧は別紙のとおりです。

制 度 の 名 称	生活資金借入に対する利子補給制度
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	市内金融機関から生活資金等の融資を受けた方に対し、その融資にかかる利息分を補助します。 1 対象融資（H28. 12. 22 以後に受けた融資について適用） 以下の項目全てに該当する融資であることが必要です。 (1) 糸魚川管内に支店又は本店がある*金融機関が駅北大火の被災者に対象者を限定した特別融資であること。 〔*第四銀行、北越銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫〕 (2) 生活再建のための生活資金又は自家用自動車購入資金の融資であること。（住宅資金や事業資金は対象外） 2 対象融資限度額 1 世帯について 350 万円 3 上限利率 2. 7% 4 補給金支給 3 年分を一括振込み 5 手続きに必要なもの ①借入契約書の写し ②返済予定表の写し
制度活用の メリット	生活資金面での負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	以下の条件を全て満たす方が対象となります。 ・ 駅北大火により居住していた住宅が被災した方 ・ 1 の対象融資を受けた方 ・ 市税の滞納がない方
期 間	○利子補給期間 融資を受けた日から最長 3 年間 ○受付期間 平成 30 年 1 月 31 日（水）まで
お 問 合 せ 先	市民部福祉事務所援護係 電話 025-552-1511 内線 2179

制 度 の 名 称	被災者健康づくり支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	ア 医療費にかかる支援 医療費の個人負担額の一部を助成します 医療費の自己負担額の 1 / 2 （1 か月あたり 20,000 円を上限） イ 介護サービス費にかかる支援 ① 介護保険利用個人負担額 利用者負担額の 1 / 4 （1 か月あたり 5,000 円を上限） ② 総合事業利用個人負担額 利用者負担額の 1 / 4 （1 か月あたり 1,000 円を上限） ウ 健康づくりにかかる支援 糸魚川市健康づくりセンター「はぴねす」や老人いこいの家等の利用個人負担額の一部を助成 ※ 1 回あたり 3 0 0 円を上限、年度内 5 0 回を限度
制度活用 の メリット	居住環境の変化に対して健康維持と増進を図ります。
対象となる方	居住されていた住宅が被災し、一時的な仮設住宅等（市営住宅、みなし仮設住宅、賃貸住宅、親族等の居住する住宅等）に居住している方
期 間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日までの利用(予定)
お 問 合 せ 先	ア：市民部健康増進課国保係 電話 025-552-1511 内線 2163 イ：市民部福祉事務所介護保険係 電話 025-552-1511 内線 2175 ウ：市民部健康増進課健康づくり係 電話 025-552-1511 内線 2152

制 度 の 名 称	生活支援相談員の配置
支 援 の 種 類	相談
制 度 の 内 容	社会福祉協議会に生活支援相談員 2 名を配置し、被災された皆さまが新しい生活を始めるまでの間、行政や関係機関と連携しながら支援します。 主な業務 1 戸別訪問 安否確認、悩み事の相談、情報の提供や連絡調整 関係機関へのつなぎ役 2 イベント支援 交流会、食事会、バスツアーなどによる被災者同士の関係維持や交流の支援 3 被災地区支援 被災地区での行事に対するコミュニティ維持の協力
制度活用 の メリット	被災された皆さまが、新しい生活を始めるまでの間、精神面での支援や関係機関へのつなぎ役となることで生活課題の解消に努めます。
対象となる方	被災地区にお住まいだった方（ただし、保健師が定期訪問している方や、要介護・要支援認定を受けていてケアマネジャー等が関わられている方を除きます。）
期 間	平成 31 年 3 月 31 日まで
お 問 合 せ 先	糸魚川市社会福祉協議会 電話 025-552-7700 市民部福祉事務所援護係 電話 025-552-1511 内線 2179

制度の名称	こころとからだの応援事業
支援の種類	相談
制度の内容	保健師、看護師、精神保健相談員等の訪問による健康相談や健康教室を実施します。
制度活用のメリット	心身の健康の保持・増進、異常の早期対応、必要な方へ介護や福祉サービス等へつなげ、心身の不安の軽減を図ります。
対象となる方	被災された方全員
期 間	平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日まで (ただし、必要な方はその後も支援を継続します)
お問 合 せ 先	市民部健康増進課保健係 電話 025-552-1511 内線 2154

制度の名称	がんばれ糸魚川おでかけパス（外出支援）
支援の種類	助成
制度の内容	路線バスが乗り放題となる定期券（6ヶ月分又は1ヶ月分）を支給し、被災により外出が困難となった被災者のおでかけを支援します。 申請に必要なもの 被災証明書又はり災証明書、本人確認ができる書類
制度活用のメリット	買い物や通院などの外出における交通費負担を軽減します。
対象となる方	糸魚川市駅北大火により、住居または、車が被災された方 (年齢要件はありません)
期 間	申請期間：平成 30 年 3 月 31 日まで
お問 合 せ 先	産業部建設課計画交通係 電話 025-552-1511 内線 2372

制 度 の 名 称	固定資産税・都市計画税の軽減措置
支 援 の 種 類	税の軽減
制 度 の 内 容	○ 被災代替建物の特例 焼失した建物に代わる建物を取得した場合は、その建物に係る固定資産税と都市計画税 ○ 被災代替償却資産の特例 焼失した償却資産（事業のための機械、器具、備品等）に代わる償却資産を取得した場合は、その償却資産に係る固定資産税 いずれも税額を 1 / 2 に軽減します。（４年度分）
対 象 と な る 方	○ 人的条件 ・被災資産の所有者 ・被災資産の所有者が個人で、相続があったときにおけるその相続人 ・被災資産の所有者が個人で、その者と同居するその者の三親等内の親族 ・被災資産の所有者が法人で、合併により設立した新たな法人等 ○ 区域的条件 被災代替資産の設置場所は、糸魚川市内に限ります。 （被災範囲以外でも市内であれば適用となりますが、市外の場合は適用になりません）
お 問 合 せ 先	市民部市民課固定資産税係 電話 025-552-1511 内線 2145～2148

制 度 の 名 称	家屋等のがれき処理
支 援 の 種 類	代行・助成
制 度 の 内 容	災害救助法が適用された大規模な火災により被災した家屋等のがれきを代行して処理します。 1 市による処理 市が所有者の同意を得て、所有者に代わって、がれき処理を実施します。 (1) 対象家屋 今回の火災で被災した、個人又は中小企業者が所有する木造の家屋等（住宅・店舗・事務所など） (2) 実施範囲 ① 対象家屋の基礎部分を除くがれき ② ①を実施した後、基礎部分の撤去等に伴うがれき (3) 負担金 市による処理の場合、負担はありません。 2 所有者による処理 所有者のがれき処理等（家屋の焼損、水損部分に係る解体を含む。）にかかる経費を補助します。 (1) 対象家屋 市による処理と同じ (2) 対象経費 ① 非木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 ② 木造の家屋等のがれき処理等に伴う経費 (3) 補助額 がれき処理等に要した経費の 100%を市が補助します。ただし、国の補助対象とならない費用については、がれき処理等に要した経費から、火災保険等で補填される額を差し引いた金額の 80%を市が補助します。
制度活用 の メリット	がれき処理に係る費用負担を軽減します。
対象となる方	り災証明書の程度が、「全壊」及び「大規模半壊」と認定された家屋等の所有者
期 間	平成 29 年 9 月 30 日まで
お 問 合 せ 先	市民部環境生活課環境係 電話 025-552-1511 内線 2185

制 度 の 名 称	応急仮設住宅の提供（※受付は終了しています）
支 援 の 種 類	仮設住宅
制 度 の 内 容	駅北大火で住宅を焼失した被災者を対象として、住宅の再建が完了するまでの間、応急仮設住宅を提供します。 《入居までの流れ》 ・入居を希望される被災世帯の条件等を市で確認させていただき、提供可能な民間賃貸住宅等の物件の中から、条件に合う住宅を紹介します。 ・紹介した住宅を確認していただいた後に、入居申請書を提出していただき、新潟県による審査を経て、正式に入居決定となります。
制度活用の メリット	住宅再建までの間、安心して生活できる住宅の提供を行う。
対象となる方	駅北大火で住宅を焼失し、居住できないことが被災証明書で確認できる世帯。
期 間	・入居期間 原則、被災後 2 年間 ・受付期間 平成 29 年 3 月 31 日
お 問 合 せ 先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2377

【お子様がいる世帯向けの支援制度】

制度の名称	保育園・幼稚園の保育料免除
支援の種類	減免
制度の内容	市立保育園・幼稚園の保育料を全額免除します。 申請に必要なもの 保育料減免申請書
制度活用のメリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童で、保育園・幼稚園に入園している児童
期 間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お問 合 せ 先	教育委員会事務局こども課保育係 電話 025-552-1511 内線 2245

制度の名称	児童クラブ室利用料免除
支援の種類	減免
制度の内容	保護者の就労、病気などの理由により放課後家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、児童クラブ室利用料を全額免除します。 申請に必要なもの 児童クラブ室利用申込書（利用料免除申請は不要）
制度活用のメリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童で、市内の小学校及び特別支援学校小学部に通学する児童
期 間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お問 合 せ 先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2234

制 度 の 名 称	子ども医療費助成に係る一部負担金の助成
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	保護者が支払う児童の医療費の一部負担金を全額助成します。 申請に必要なもの 子ども医療費助成申請書
制度活用の メリット	児童の疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した子ども医療費助成受給者
期 間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お 問 合 せ 先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2234

制 度 の 名 称	ひとり親家庭等の医療費助成に係る一部負担金の助成
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	ひとり親家庭等の保護者とその児童に係る医療費の一部負担金を全額助成します。 申請に必要なもの 県親医療費助成申請書
制度活用の メリット	ひとり親家庭等の児童・保護者の疾病の早期発見、早期治療を促すとともに、保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災したひとり親家庭等医療費助成受給者
期 間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お 問 合 せ 先	教育委員会事務局こども課子育て支援係 電話 025-552-1511 内線 2235

制 度 の 名 称	就学援助制度
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	小中学校に在学する児童生徒に対する学用品費、修学旅行費、給食費等を保護者に給付します。 申請に必要なもの 就学援助費申請書
制度活用 の メリット	保護者の経済的負担を軽減し、生活の安定を図ります。
対象となる方	大火で被災した児童生徒の保護者
期 間	平成 30 年 3 月 31 日まで
お 問 合 せ 先	教育委員会事務局こども教育課庶務係 電話 025-552-1511 内線 2222

【住宅や店舗の再建に関する支援制度】

制度の名称	再建に関する建築相談
支援の種類	相談
制度の内容	再建に伴う建築に関する相談に建築士が応じます。 ①ブロック別意見交換会での相談 ブロック別意見交換会において、建築士会系魚川支部の建築士が相談に応じます。 ②市役所での相談 市の職員（建築士）が、電話・面接などで相談に応じます。
制度活用のメリット	建築に関する各種の規制・手続きなどを事前に確認しておくことで、設計などの再建プランにお役立ていただけます。 また、各種の再建に関する助成制度の紹介や相談にも応じます。
対象となる方	・被災者 ・被災地域で建築設計を行う業者等
期 間	①ブロック別意見交換会時 ②市役所開庁日の8時30分から17時15分
お問合せ先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375

制 度 の 名 称	住宅再建融資利子補給金						
支 援 の 種 類	助成						
制 度 の 内 容	市内で住宅（店舗併用住宅含む）の建設や補修を行うための資金の借入れに対する利子相当額を補助します。 ○対象となる金融機関 糸魚川市内にある金融機関（第四銀行、北越銀行、大光銀行、富山第一銀行、上越信用金庫、新井信用金庫、糸魚川信用組合、新潟県労働金庫、ひすい農業協同組合）又は住宅金融支援機構 ○再建融資の限度額 <table border="1"> <tr> <th>区分</th><th>限度額</th></tr> <tr> <td>住宅の建設・購入</td><td>1 件当たり 11, 000, 000 円</td></tr> <tr> <td>住宅の補修</td><td>1 件当たり 5, 900, 000 円</td></tr> </table> ○利子補給額 貸付利率の 1 %までを限度として、金融機関等に対して支払った利子相当額を補助します。	区分	限度額	住宅の建設・購入	1 件当たり 11, 000, 000 円	住宅の補修	1 件当たり 5, 900, 000 円
区分	限度額						
住宅の建設・購入	1 件当たり 11, 000, 000 円						
住宅の補修	1 件当たり 5, 900, 000 円						
制度活用の メリット	住宅の建設や購入、補修の際の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の再建を図ります。						
対象となる方	以下のすべての要件を満たす方 ①り災証明書の発行を受けた方又は被災時に同一世帯の方 ②糸魚川市に住所を有する方 ③平成 31 年 12 月 30 日までに再建資金の融資を受けた方 ④市税を滞納していない方						
期 間	・ 申請期間は融資を受けられてから、1 か月以内 （※平成 28 年 12 月 22 日の大火発生以後、すでに住宅再建のために借り入れた融資も適用になります。） ・ 利子補給の期間は、再建融資を受けた日から 5 年間						
お 問 合 せ 先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2377						

制 度 の 名 称	ふるさと越後の家づくり復興支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	越後杉を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築の一部を補助します。 ○補助金額 ・越後杉の使用量に応じて 20～100 万円を補助 ※県産瓦・畳・しっくい塗りを使用した場合の加算あり （加算後の最大補助額 179 万円） ※建築費から火災保険等受領額を差し引いた額が補助対象となります。 ※いといがわ木の香る家・店づくり促進事業との併用が可能です
制度活用の メリット	再建築時の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の生活・事業再建を図ります。 地元産材の活用により、地域経済の活性化を図ります。
対象となる方	・ 被災証明書の発行を受けた方 ・ 越後杉ブランド認証材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・ 原則として糸魚川市内に再建するもの ・ 県内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの 等
期 間	平成 30 年 3 月 20 日までに実績報告書を提出
お 問 合 せ 先	新潟県糸魚川地域振興局 林業振興課 TEL 025-552-5473

制 度 の 名 称	いといがわ木の香る家・店づくり促進事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	糸魚川産木材を使用して住宅、店舗等を再建した方の建築の一部を補助します。 ○補助金額 ・再建に使用した糸魚川産木材購入費の 50% ・上限額 住宅・共同住宅 30 万円 店舗・事業所 50 万円 ※ふるさと越後の家づくり復興支援事業と併用が可能です。
制度活用 の メリット	再建築時の経済的負担を軽減し、生活の安定と早期の生活・事業再建を図ります。 地元産材の活用により、地域経済の活性化を図ります。
対象となる方	・「り災証明書」の交付を受けた方 ・糸魚川産木材を使用して再建する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ・糸魚川市内に再建するもの ・糸魚川市内に事業所を有する大工・工務店等が建築するもの
期 間	平成 32 年 3 月 31 日まで (年度末までに完成する年度において申請してください)
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課林業水産係 電話 025-552-1511 内線 2332 【申込先】ふるさとの木の家づくり振興協議会 (ぬながわ森林組合内) TEL 025-552-1533

制 度 の 名 称	(仮称) 地元事業者利用促進事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容 ※現在、検討中の 内容です。	市内事業者を利用した住宅等の再建及び建築物の不燃化等について補助します。 ○補助対象 ・被災地域及び本町通り沿線において建築する住宅、共同住宅、店舗、事業所 ※り災証明書の交付を受けた方については糸魚川市内に建築するもの ・建築の費用が1棟あたり100万円以上のもの ○助成額 ・建物1棟につき10万円 ・以下の項目にあてはまる場合は、1つの項目につきそれぞれ10万円を加算します。 ①ふるさと越後の家づくり復興支援事業を併用するもの ②ガイドラインに基づき不燃化対策に取り組むもの ③ガイドラインに基づき景観形成に取り組むもの
制度活用 の メリット	市内事業者を利用することにより、地域経済の活性化を図ります。
対象となる方	市内に事業所を有する大工、工務店、建築会社等を利用して建物の新築・改築・増築・改修を実施する方
期 間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342

制 度 の 名 称	(仮称) 糸魚川らしいまちなみ再生支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容 ※現在、検討中の 内容です。	①建築物不燃化 指定されている防火基準（準防火地域）よりも防火性能の高い建物の整備を推奨し、被災地域の不燃化を推進します。 ②景観まちなみ再生 建物の形状や色合い等の景観に関するガイドラインを定め推奨することにより、調和のとれた街なみの形成を推進します。 ※補助制度及び補助額については検討中です。
制度活用の メリット	建物の防火性能が高まることで個人の生命財産を守ることができるとともに、調和のとれたまちなみが形成されます。
対象となる方	被災地域（４ヘクタール）のうち、本町通りの道路境界から奥行 12mの範囲を除く地域で、建築物を建てる方。 ※対象地域については検討中です。
期 間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お 問 合 せ 先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375

制 度 の 名 称	(仮称) 本町通り建物不燃化支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容 ※現在、検討中の 内容です。	本町通りを延焼遮断帯(火事の燃え広がりを食い止める帯状の地域)とするための助成制度。 本町通りの道路境界線より南北それぞれ 12mの範囲内、もしくは、一部が範囲内にかかって建築する場合は次の事を義務として、建物の延床面積に応じて補助します。 ・ 準耐火建築物以上の基準で建てること ・ 本町通りに面した屋根と壁面は、間口に対し 7 割以上とし高さは 5m以上とすること ※検討中の補助額は別紙のとおりです
制度活用の メリット	建物の防火性能が高まることで個人の生命財産を守ることができるとともに、火災の大規模化を防ぎます。
対象となる方	本町通り(駅前通り西側から、白馬通り東側まで)の道路境界から奥行 12mまでにかかる建築物を建てる方 ※対象地域については検討中です。
期 間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)
お 問 合 せ 先	産業部建設課建築住宅係 電話 025-552-1511 内線 2375

仮称 本町通り建物不燃化支援制度 H29助成額表(案)

一般建築助成額表(準耐火建築物)

国土交通省都市局補助事業実務必携より抜粋

対象床面積とは、3階まで(地階を除く)の延べ面積をいう。

助成対象床面積 ㎡以上～㎡未満	助成額(円)
～ 5	0
5 ～ 10	75,000
10 ～ 15	151,000
15 ～ 20	226,000
20 ～ 25	302,000
25 ～ 30	377,000
30 ～ 35	453,000
35 ～ 40	528,000
40 ～ 45	604,000
45 ～ 50	679,000
50 ～ 60	755,000
60 ～ 70	906,000
70 ～ 80	1,057,000
80 ～ 90	1,208,000
90 ～ 100	1,359,000
100 ～ 110	1,510,000
110 ～ 120	1,661,000
120 ～ 130	1,812,000
130 ～ 140	1,963,000
140 ～ 150	2,114,000
150 ～ 160	2,265,000
160 ～ 170	2,416,000
170 ～ 175	2,567,000
175 ～ 180	2,642,000
180 ～ 200	2,680,000
200 ～ 220	2,831,000
220 ～ 240	2,982,000
240 ～ 260	3,133,000
260 ～ 280	3,284,000
280 ～ 300	3,435,000
300 ～ 320	3,586,000
320 ～ 340	3,737,000
340 ～ 360	3,888,000
360 ～ 380	4,039,000
380 ～ 400	4,190,000
400 ～ 420	4,341,000
420 ～ 440	4,492,000
440 ～ 460	4,643,000
460 ～ 480	4,794,000
480 ～ 500	4,945,000
500 ～ 550	5,096,000
550 ～ 600	5,322,000
600 ～ 650	5,549,000
650 ～ 700	5,775,000
700 ～ 750	6,002,000
750 ～ 800	6,228,000
800 ～ 850	6,455,000
850 ～ 900	6,681,000
900 ～ 950	6,908,000
950 ～ 1,000	7,134,000
1,000㎡以上	7,361,000

※助成額表(案)は、国の補助制度に応じて更新する場合があります。

制 度 の 名 称	(仮称) 本町通り雁木整備促進事業										
支 援 の 種 類	補助金給付										
制 度 の 内 容 ※現在、検討中の 内容です。	糸魚川らしい本町通りの景観形成を促進するため、本町通り沿線の店舗・事業所又は住民が雁木を整備する場合に、その整備費用の一部を補助します。 実際の雁木の工事価格に、補助率(ア)を乗じて得た額又は雁木の整備延長に補助単価(イ)を乗じて得た額の、いずれか低い方を補助金額とします。 <table><tr><td>補助対象者</td><td>補助率(ア)</td><td>補助単価(イ)</td></tr><tr><td>店舗・事業所(併用住宅)</td><td>90.0%</td><td rowspan="2">検討会で調整中</td></tr><tr><td>住宅</td><td>95.0%</td></tr></table>			補助対象者	補助率(ア)	補助単価(イ)	店舗・事業所(併用住宅)	90.0%	検討会で調整中	住宅	95.0%
補助対象者	補助率(ア)	補助単価(イ)									
店舗・事業所(併用住宅)	90.0%	検討会で調整中									
住宅	95.0%										
制度活用 の メリット	糸魚川らしいまちなみ景観の重要な要素のひとつである雁木の再生を支援し、商店街の回遊性を高めます。										
対象となる方	本町通り（駅前通り西側から、白馬通り東側まで）沿線の店舗・事業所又は住民 ※対象地域については検討中です。										
期 間	(制度内容が確定し、予算措置がつき次第)										
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2341										

【事業者向けの支援制度】

制度の名称	仮設店舗設置等支援事業
支援の種類	助成
制度の内容	空き店舗等を活用した仮設店舗の設置や改修等に係る経費の一部を補助します。 《補助対象経費・補助率》 ①仮設店舗の設置に係る経費（平成 31 年 3 月末まで） 上限 200 万円 空き店舗、空きビルの借用による仮設店舗の設置経費 コンテナ・プレハブ等による仮設店舗の設置経費 設備、備品等のリース料 ②仮設店舗の家賃に係る経費 平成 30 年 3 月末まで 家賃の 80% 上限 8 万円/月 平成 31 年 3 月末まで 家賃の 50% 上限 5 万円/月 （敷金及び礼金を除く）
制度活用の メリット	仮設店舗設置にかかる経費負担を軽減し、経営の安定と早期の事業再建を図ります。
対象となる方	・ 駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、り災証明書又は被災証明書の交付を受けた方 ・ 市税を滞納していない方
期 間	平成 31 年 3 月 31 日まで
お問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342 糸魚川商工会議所 電話 025-552-1225

制 度 の 名 称	信用保証料補給制度
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	新潟県セーフティネット資金（経営支援枠）の融資に際して利用する信用保証料の一部を補助します。 ○貸付限度額 3,000 万円以下 ○補給割合 被災事業者：100% 被災事業者以外：50%
制度活用の メリット	駅北大火の影響による資金繰りの悪化等を防ぐとともに、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	市内の中小企業者
期 間	補給対象期間である 3 月末日までの信用保証料が対象
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2343

制 度 の 名 称	創業支援資金利子補給事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	以下の対象資金における 750 万円までの借り入れに対する 3 年間の利子全額を補給します。 対象資金 平成 28 年 12 月 22 日以後に融資を受けた下記の資金 ・新潟県セーフティネット資金（経営支援枠の融資のうち、 駅北大火被災事業者を対象とするものに限る。） ・日本政策金融公庫災害復旧貸付資金 ・商工組合中央金庫災害復旧貸付資金 ・中小企業基盤整備機構小規模企業共済災害時貸付資金
制度活用 の メリット	駅北大火の影響による資金繰りの悪化等を防ぐとともに、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	上記資金の融資を受けた方で、り災証明書又は被災証明書の交付を受けた方
期 間	申請年度の 3 月末日までの利子支払額相当分が対象
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2343

制 度 の 名 称	創業支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	新たに事業所（店舗・事業所）を再建して事業を再開（仮設店舗による営業を除く）する場合の費用の一部を補助します。 《補助対象経費・補助率》 ① 新築又は改築する場合 新築又は改築工事費の 50% （上限 200 万円） 〔 ※中心市街地で再建する場合は上限 300 万円です。 ※機械、装置、備品等に係る経費を除きます。 ※市内業者に発注する工事に限定します。 〕 ② 賃貸する場合 家賃の 50% 〔 ※ただし、3 万円／月、3 年間を上限とします。 ※敷金及び礼金は除きます。 〕
制度活用 の メリット	店舗等の再建費用の一部を補助することで、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、り災証明書又は被災証明書の交付を受けた方
期 間	当面の間
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342

制 度 の 名 称	クラウドファンディング活用支援事業
支 援 の 種 類	助成
制 度 の 内 容	事業所等の再建費用等をクラウドファンディングにより調達する場合の経費の一部を補助します。 《補助対象経費・補助率》 ① 事業投資型クラウドファンディング 組成経費の 100% 上限 80 万円 ② 購入型クラウドファンディング 取扱手数料の 75% 上限 50 万円 ※目標金額に応じて予定されていた手数料分に限りします。
制度活用の メリット	再建に向けた資金調達を支援することで、被災事業者の早期事業再開を図ります。
対象となる方	・ 駅北大火発生時に現に事業を営んでおり、被災証明書又は被災証明書の交付を受けた方 ・ 上記を含む団体等
期 間	当面の間
お 問 合 せ 先	産業部商工農林水産課企業支援室商工労政係 電話 025-552-1511 内線 2342